

第1回 羽幌町離島振興計画策定住民委員会（開催案内）

第1回羽幌町離島振興計画策定住民委員会を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

記

- 1 日 時 平成24年10月11日（木） 午後3時00分より
- 2 場 所 羽幌町役場2階 幹部会議室
（羽幌町南町1番地の1）
- 3 議 題 (1) 羽幌町離島振興計画の策定方針、策定経過、今後のスケジュールについて
(2) 町民・島民アンケート調査結果について
(3) 離島住民委員会意見のまとめについて
(4) 羽幌町離島振興計画（素案）について
- 4 傍聴手続等 (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻の30分前から10分前までに会議会場で受付をしてください。
なお、定員は先着10名で、定員になり次第受付を終了します。
(2) 傍聴にあたっては、次の留意事項を厳守してください。
なお、これらを守られない場合には、傍聴をお断りすることがあります。
 - ・定められた傍聴席に着席し、みだりに自席を離れないこと。
 - ・会議開催中は静粛に傍聴し、発言、拍手その他の方法により言論に対し意見を表明しないこと。
 - ・会場内においてカメラ、ビデオ及び録音機器類を携帯しないこと。
 - ・会場にビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと。
 - ・その他会場の秩序を乱し、または会議の支障となる行為をしないこと。
- 5 問合せ先 総務課企画室政策推進係
電話 62-1211
E-Mail s-seisaku@town.haboro.lg.jp

羽幌町離島振興計画策定住民委員会傍聴要領

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻30分前から開会10分前までに、会場受付で住所及び氏名を記入し、事務局の指示を受けて、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着10名で、定員になり次第、受付を終了します。

2 傍聴者の遵守事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、発言、拍手その他の方法により、言論に対し意見を表明しないこと。
- (2) 定められた傍聴席に着席し、みだりに自席を離れないこと。
- (3) 会場において、カメラ、ビデオ及び録音機器を携帯しないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙はできません。
- (5) 会場にビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、附属機関等の長又は事務局の指示に従ってください。
- (2) 上記2に掲げる「傍聴者の遵守事項」に違反したときは、これを注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。